

業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合**、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

チェック項目

- ✓ 中小企業・小規模事業者であること
 - ✓ **賃金引上げ計画**を策定すること
 - ✓ **引上げ後の賃金額を支払うこと**
 - ✓ **機器・設備などを導入すること**により業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ※下記の経費は除かれます
- (1) 単なる経費削減のための経費
 - (2) 職場環境を改善するための経費
 - (3) 通常の事業活動に伴う経費
- ✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

助成額

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象・事業場	助成率
200円コース	1人	20万円	●●以下の2つの要件を満たす事業場規模最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10
	2～3人	30万円		
	4～6人	50万円		
	7人以上	70万円		
300円コース	1人	30万円		
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
600円コース	1人	60万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
900円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		

申請の流れ

交付申請書・事業計画書などを最寄りの都道府県労務局に提出

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

支給

対象となる費用の例

- ※ 経営コンサル経費
- ※ 人材育成
- POSシステム
- 電子薬歴管理システム
- ウェブ会議システム
- 自動車整備ネットワークシステム
- 顧客・在庫・帳票管理システム
- 稼動効率の向上が見込める機械設備
- インターネット予約受付システム
- リフト付特殊車両送迎車
- オーダーエントリーシステム
- 小荷物専用昇降機など教育訓練費



『事業場内最低賃金』ってなに？

事業場とは「一定の場所での作業的なまとまり」のこと。
つまり、『事業場内最低賃金』とはその場所では一番低い賃金のこと。月給、日給であっても時給に換算します。

業務改善助成金の活用事例

A社（飲食業）
労働者4名（うち800円未満の労働者2名）

【賃金引上げ計画】

26年度 27年度
700円 → 750円 → 800円
 +50円 +50円

【26年度の業務改善内容と助成金】

製氷機、食器洗浄機の購入 1,288,000円

業務改善に要した経費の額

※旧制度での活用事例となります

644,000円 受給！



支援対象の費用なども拡充

- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。
- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 助成率が加算になる、生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%を超えている場合等をいいます。

生産性指標 =

営業利益+減価償却費+人件費+動産・不動産賃貸料+租税公課

雇用保険被保険者数